

「アレルギー」投稿規程

学会誌「アレルギー」への投稿について、一般社団法人日本アレルギー学会学会誌発行規程に基づき、次のとおり定める。

- 1. 編集方針**

アレルギー (The Japanese Journal of Allergology) は一般社団法人日本アレルギー学会の機関誌として、アレルギーおよびそれと深い関連を有する事項に関する基礎的および臨床的研究を発表する。
- 2. 投稿資格と条件**

投稿論文は、他誌に発表されていないものとし、本会員はすべて本会誌に投稿することができる。
- 3. 論文の種類**

原著、速報、症例報告、Letters to the Editor、綜説、集会、会報および雑報などとする。また、編集委員会は本学会の目的に添う原稿を依頼することができる。
- 4. 論文の採否**

論文の採否は複数レフェリーの意見を参考にし、編集委員会において決定する。
- 5. 原著：**
 - (a) 基礎的或いは臨床的研究に基づく新発見であり、独創的にして未発表のものでなければならない。
 - (b) 原稿は原則として本文(引用文献を含む)12000字以内とし、表、図(写真)は1枚400字換算で総計15枚以内とする。
 - (c) 原稿で同じ著者らによる同じ分野をテーマとするものは、原則として同一号に1編を掲載する。
 - (d) 1篇につき本会において53,000円を負担する。
- 6. 速報：**

独創に満ちた研究業績でそのプライオリティを確保するために速く公表する必要がある場合、この速報欄に投稿することができる。本文(引用文献を含む)4000字以内、図表合せて2枚以内、掲載料金は原著の場合に準ずるが本会からの負担はない。
- 7. 症例報告：**

専門医を含め実地臨床医に有益な症例に関する報告を本欄に投稿することができる。原則として本文(引用文献を含む)と図表を合わせて6000字以内とし、図表は1枚400字として換算する。掲載料金は原著の場合に準ずるが、本会からの負担は1篇につき26,500円とする。
- 8. Letters to the Editor：**

最近の本誌に掲載された論文に関連する意見、あるいはアレルギーに関連する主題についての意見を本欄に投稿することができる。本文(引用文献3個を含む)と図表を合わせて1200字以内とし、図表は1枚400字として換算する。採否は編集委員長の判断による。掲載料金は原著の場合に準ずるが本会からの負担はない。
- 9. 綜説：**

綜説(レビュー、特集など)は原則として編集委員会が企画し依頼するが、投稿も受け付ける。投稿綜説の場合の掲載料は原著に準ずる。
- 10. 集会：**

集会記録は、世話人や座長によるまとめ(discussion内容を含めた)を集会原稿として受け付ける。掲載料金は原著の場合に準ずるが本会からの負担はない。
- 11. 補冊：**

定期号のほかに補冊を発行できる。規定は別に定める。
- 12. 論文の構成**
 - (a) 原著論文は、(1) タイトルページ、(2) key wordsと略語一覧、(3) 和文抄録、(4) 緒言、(5) 研究対象、方法、(6) 結果、(7) 考察、(8) 謝辞、(9) 引用文献、(10) 図の説明文、(11) 英文抄録を、(1) から(11)の順序で構成し、それぞれ改頁して記載する。ページを記入する。
 - (b) 速報の構成は原則として原著論文に準ずる。症例報告は(5)、(6)を症例呈示として記載する。綜説(ミニレビュー、特集等)の構成は別に定める。
- 13. 原稿の作成**

原稿の作成にあたっては次の諸点に留意されたい。

原稿は、和文とする(下記の規定による英文抄録を必要とする)。原稿はA4判用紙にダブルスペース(行間を1行分あける)で入力し、余白を上下左右各30mmとること。明朝体12ポイントで、1ページ600字程度とする。数字及び英字は半角文字で入力する。通しでページ番号を入れること。

 - (a) タイトルページ(1ページ目)

論文の種類(「原著」、「症例報告」など)、表題(和文および英文、略語を用いないこと)、著者名(和文ふりがなつき、および英文)、所属機関名(和文および英文)、簡潔表題(brief title for a running head, 25字以内)、代表者の連絡先(住所、電話、FAX、E-mail address)を原稿1枚目に明記すること。
なお共著者は実際の共同研究者に限り、過多とならぬよう注意すること。
 - (b) 2ページ目
論文中のkey words(英語で5語以内)、および原稿中の略語(全綴り明記)をABC順に配列し、原稿第2枚目に一括記載すること。
 - (c) 抄録(3ページ目)

原著、速報及び症例報告には簡明な和文抄録(450字以内)と、それに対応する英文抄録(250語以内)を必要とする。
抄録は構造化抄録(structured abstract)とし、背景・目的(Background)、方法(Methods)、結果(Results)、結語(Conclusion)等に分けて記載する。但し、症例報告は必ずしもstructured abstractでなくてもよい。
 - (d) 記述は現代かなづかい、かな交り、横書きとし、簡明を期すること。

- (e) 略語はb項のほか、文中初出のものは全綴りの後（ ）内に記し、原則として新しい略語を用いないこと。ただし、止むを得ない場合は国際刊行物を参照し、適切な略語を選ばれたい。
- (f) 外来語および外国人名で慣用訳のないものは原字そのままを用いること。動物、植物、細菌などの学名はアンダーラインを付し（印刷の場合イタリック体とするため）、2命名法によって属名の最初の1字のみは大文字にすること。
文中の外来語は固有名詞（人名、商品名など）を除き、原則として小文字を使用すること。
- (g) 薬品名は一般名で記載する（商品名を記載する必要がある場合には初出時に一般名に続け[®]と記載する）。
- (h) 度量衡の単位には m, cm, mm, μ , nm, pm : l, ml, μ l : kg, g, mg, μ g, ng, pg : \times g などをを用い、各符号の後に省略記号（ \cdot ）をつけないこと。
- (i) 数を表すにはすべて算用数字を用いるが、成語はそのまま用いること。（例：一般、同一、1回、1度）
- (j) 引用した文献は、本文中においては順次に番号をつけ、本文の終りに番号の順序に従って列挙し、各文献ごとに著者名、標題、雑誌名、年（西暦）；巻：頁-頁を明記すること。
ただし巻数の記載を欠く雑誌を引用する場合は、巻の代りに通し号数、または発行年月日を記入する（例、日本医事新報）。

〔例〕

- 1) 大山太郎：アレルギーと抗アレルギー剤。アレルギー 1953；1：1-13.
- 2) Pritchard JAV, Moore JL, Sutherland WH, Joslin CAF. The macrophage electrophoretic mobility (MEM) test for malignant disease. Lancet 1972; 2: 627-9.
- 3) Pernis B, Ferrarini M, Forni L, Amanthe L. Immunoglobulins on lymphocyte membranes. In: Amos B, editor. Progress in immunology I. New York: Academic Press; 1971. p. 95-118.
- 4) Parker CW. Spectrofluorometric methods. In: Weir DM, editor. Handbook of experimental immunology. 1st ed. Oxford: Blackwell Scientific Publications; 1968. p. 423-62.

注意：1) 共著者名は全員列挙すること。ただし共著者の多い場合には、筆頭者を除き編集部において省略することがある。

- 2) 欧文誌名は Index Medicus 採用の略称を使用し、アンダーラインをつけること（印刷の場合イタリック体にするため）。
 - 3) 掲載未決定のものは文献として採用しない。ただし、掲載決定のものは掲載誌名とともに、できるかぎり巻、(号)、年などを記載すること。
 - 4) 学会発表のみのものを文献として引用する場合は、学会誌に抄録として掲載されたものを採用する。
- (k) 表図の題名及び説明は英文で記す。表の題名はその上部に記し、それらの説明はすべて下部に簡明に記載すること。なおそれらの番号は Table 1, Fig. 2 (写真を含む) のごとく記載されたい。
 - (l) 既発表の図 (写真を含む)、表、その他を引用、転載される場合には、あらかじめ著作権所有者の許可を得ること。
 - (m) 謝辞には、本誌に論文を投稿する際に企業などから資金提供を受け、その資金で著者資格の基準を満たさないメディカルライター、統計専門家、その他の支援を受けた人々 (所属) に対して謝金などを払い支援された場合は、資金源とともに明記すること。なお、記載例については「医学系研究の利益相反 (COI) に関する共通指針 (図1)」を参照のこと。

14. 原稿作成の留意点

- (a) 原稿作成に当たっては、医学雑誌編集者国際委員会 (International Committee of Medical Journal Editors : ICMJE) の「生物医学雑誌への統一投稿規定」に原則として準拠する。
- (b) プライバシー保護に関しては、「症例報告を含む医学論文及び学会研究会発表における患者プライバシー保護に関する指針」(外科関連学会協議会：2004年4月6日、2009年12月2日一部改正) を遵守すること。
- (c) ヒトを用いた実験及びヒトゲノム・遺伝子解析に関する研究については、ヘルシンキ宣言を遵守し、当該施設の倫理委員会の承認を得て行い、その旨を方法の項に記すこと。
- (d) 動物実験については、日本学術会議の動物実験の適正な実施に向けたガイドライン (2006年6月1日) に従って行い、その旨を方法の項に記すこと。

15. Secondary publication

アレルギー編集委員会は、アレルギー誌に掲載されたまたは掲載される論文の中から Allergy International 誌へ Secondary publication される論文を推薦することができる。

16. 原稿の送付

論文の投稿は、電子投稿システム「ScholarOne ManuscriptsTM」で行う。

投稿の方法は、学会 WEB サイトおよび投稿 WEB サイト (<https://mc.manuscriptcentral.com/a-ja>) 上の投稿マニュアルに記載してあるので参照のこと。

- (a) 論文は、本文、図、表について、それぞれファイルを作成し、投稿 WEB サイトからアップロードする。
受付可能な形式：Windows 又は Macintosh で作成されたファイル。
本文 (表を含む) はマイクロソフト[®]ファイル、図・写真はマイクロソフトパワーポイント[®]ファイル、或いは .tif または .eps ファイルで提出する。
採用決定後、提出された図・写真の解像度によっては印刷用の高解像度のファイル (300dpi 以上) の提出を求めることがある。
- (b) 投稿規定に沿って作成した原稿とともに、利益相反 (COI) 申告書に署名・捺印の上、電子投稿システムにアップロードする。
- (c) 電子投稿システムが利用できない場合は、紙に印刷したものと同時に同じ内容の電子ファイルを保存した電子メディア (CD, USB メモリー等) を送付記録が残る方法で送付されたい。メディアの表面に著者名、使用 OS, ワードのバージョン、図・写真のソフト名、バージョンを明記すること。

送付先

〒110-0005 東京都台東区上野1-13-3 MYビル4階

一般社団法人日本アレルギー学会 宛

17. 利益相反に関する開示書の提出

投稿論文の研究について、他者との利害関係の有無を記載した利益相反（conflict of interest）に関する開示書（別紙規定書式）を提出する。本書類は論文の採否には影響しないが、論文が本会誌に掲載される際に明記される。

18. 校正

印刷の校正については、初校は著者において行うが、文章の削除、挿入などは許されない。再校は原則として編集部がこれを行うこととする。

19. 掲載料

投稿原稿については、次の基準により料金を申し受ける。

所要の経費は次の如くである。

組版代（1頁）	4,800円
表作成代（1点）	1,500円
図版代（1点）	700円
写真版代（1点）	700円
トレース代	実費
用紙および刷代（1頁）	4,000円

（但し、カラー印刷の場合実費分全額著者負担）

20. 別冊

別冊を必要とする場合には、その所要数を原稿の表紙に明記されたい。50部までは無料であるが、それ以上の部数（50部単位）については実費を申し受ける。

21. 掲載論文のオンライン閲覧

掲載論文のオンライン閲覧は掲載後1年間に学会員のみ限定とするが、掲載後1年を経たものはフリーアクセスとなる。

22. 著作権

掲載論文の著作権は本学会に帰属する。

一般社団法人日本アレルギー学会
アレルギー編集委員会
2012年4月16日
2013年1月7日一部改定
2015年2月1日一部改定
2016年2月1日一部改定
2016年9月2日一部改定
2018年6月23日一部改定
2020年12月8日一部改定

編 集 委 員

委員長：吉原 重美

委員：朝子 幹也, 海老原伸行, 岡山 吉道, 後藤 穰, 近藤 康人, 斎藤 純平,

佐伯 秀久, 西村 善博, 長谷川俊史, 秀 道広, 福永 興壺, 松瀬 厚人,

松原 知代

「アレルギー」の補冊に関する内規

1. 本学会は本誌に加え補冊を発行することができる。
2. 補冊の発行は以下の場合による。
 - 1) 共通のテーマの多数の原著論文を定期号に一括して掲載できない場合
 - 2) 特集号の性格を持つ総説的な論文集が会員にとり有意義と認められる場合
 - 3) 論文の投稿責任者が3、8、9項の条件で補冊発行を希望する場合
3. 同上責任者は各論文の内容、質を厳格に査読の上、所定の手続きを経て一括して投稿する。責任者はこのほか編集および刊行に要する費用などのすべてに責任を負うものとする。
4. 採否は編集委員会が決定する。
5. 表紙の体裁は本誌に準じ、論文の形式その他はアレルギー投稿規程に従う。
6. 補冊は年6冊以内とし、1冊の頁数は100頁以内とする。
7. 補冊発行の希望が多い場合には、学会の公的企画に直接関係するものを優先する。
8. 編集、印刷、郵送、その他すべての費用は投稿者の負担とし、学会からの補助はない。
9. 商業広告は投稿代表者の責任で5頁以内で掲載できる。但し、編集委員会の承認を要する。
10. その他については編集委員会で決定する。

1995年7月15日制定
2003年10月22日一部改定
